

# 指針の改正の方向性（案）

---

令和 5 年 1 月 27 日

情報流通行政局

地上放送課 衛星・地域放送課

## 1. 前文

- (1) 関係法令として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）を追記する。

## 2. 字幕放送（地上放送関係）

- (1) 普及目標の対象（放送時間及び放送番組）及び目標値については、現行のものを維持する。

## 3. 解説放送（地上放送関係）

- (1) 普及目標の対象（放送時間及び放送番組）及び目標値については、現行のものを維持する。
- (2) 障害者団体から要望があった大規模災害発生時等の対応について、現行の指針に記載している文字スーパーの読み上げに加えて必要な対応があれば、追記内容を検討する。

## 4. 手話放送（地上放送関係）

- (1) 実績に即した目標を設定する。
- (2) 大規模災害発生時等の対応について、例えば会見に同席している手話通訳者も映り込ませるといった方法も含みつつ、「できる限り手話を付与するよう努めるものとする」といった趣旨を追記する。

## 5. 衛星放送

- (1) NHKのBS4K及びBS8Kについては、字幕放送及び解説放送ともに、現在BS1に関して設定されている目標と同様の目標、民放キー局系BS 5社の4K放送については2K放送に関して設定されている目標と同様の目標をそれぞれ設定する。
- (2) NHK（BS）及び民放キー局系BS 5社以外の衛星放送事業者については、現行の目標を維持する。

※1 NHKにおいては、番組改定後の目標値に関する考え方についてできる限り早期に整理し、総務省においては、それを踏まえて適切な時期に指針における対応を整理することが適当。

※2 NHKにおける新BS2K及び新BS4Kについては、総務省が指針における対応を整理するまでの間、字幕放送は現在BS1に関して設定されている目標（できる限り対象の放送番組の全てに字幕を付与すること）、解説放送は現在放送衛星による放送に関して設定されている目標（できる限り目標に近づくよう解説付与）に向けて取り組むことを追記する。